

広島県広島港地方港湾審議会議事録

1 日時

令和6年7月8日（月） 10:30～11:00

2 場所

広島県庁北館4階 第3委員会室
(広島県広島市中区基町10-52)

3 出席委員

広島大学 I D E C 国際連携機構教授	藤原章正
広島大学大学院先進理工系科学研究科教授	陸田秀実
広島経済大学経済学部教授	野北晴子
広島工業大学工学部建築工学科教授	福田由美子
広島市漁業協同組合代表理事組合長	米田輝隆
広島地区港運協会会長（代理）	門村光浩
広島県旅客船協会会長	仁田一郎
全日本海員組合中四国地方支部長	除補修
広島港湾労働組合協議会議長	池田純郁
広島県議会議員	中本隆志
広島県議会議員	沖井純
広島県議会議員	宮崎康則
中国財務局長（代理）	武岡賢治
神戸税関広島税関支署長	増田直樹
広島検疫所長	清水昌毅
神戸植物防疫所広島支所長	草刈良樹
中国運輸局長（代理）	稲田拓男
広島海上保安部長（広島港長）	恵本康弘
中国地方整備局長（代理）	小倉一仁
広島県土木建築局空港港湾担当部長	新村貴史
広島市副市長（代理）	嶋司博文
広島市都市整備局長（代理）	津賀山勝宏
廿日市市長（代理）	原田忠明
海田町長（代理）	木村生栄
坂町長	吉田隆行

委員 28 名中 25 名出席（代理出席 8 名含む）

4 議題

広島港港湾計画の変更（軽易な変更）について

5 担当部署

広島県土木建築局港湾漁港整備課 港湾計画グループ
電話 082-513-4025

6 会議の内容

- (1) 開会
- (2) 港湾管理者挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

会 長

港湾審議会の所掌事項はたくさんありますが、最近では陸と港湾との関係を重視する事例が目につくようになりました。特に能登半島のときに海からのアプローチがとても重要な役割を果たしました。6年前の平成30年7月豪雨災害を振り返りますと、我々も十分に港湾計画を立てていかなければいけないということは、身にしみて感じているところでございます。

本日は、そういう長期的な話ではなく、直接的な港湾計画の見直しについてご審議いただくことになります。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会でございますが、委員計28名のうち25名の委員に参加していただいております。

広島県地方港湾審議会条例第7条の規定によりまして、この審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事は、「広島港港湾計画の変更（案）について」でございます。

本件は、お手元に諮問書の写しがございますが、令和6年6月20日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。

内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

今回の広島港の港湾計画の変更案につきまして、前の画面でご説明させていただきます。お手元にも資料7として同じものの縮小版をお配りさせていただいておりますので、併せてご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。広島港を巡る諸情勢等についてご説明いたします。

こちらは、現在の広島港の定期コンテナ航路を示した図でございます。中国航路が週8便、韓国航路が週8便、台湾・香港航路が週1便あり、神戸港への国際フィーダー航路は週8便で運航されております。

2ページをご覧ください。続きまして、広島港全体のコンテナ取扱貨物量の動向に

ついてでございます。

2020年、2021年は、コロナの影響により取扱量が減少しておりましたが、2022年から回復し、2022年、2023年と2年連続で、過去最高の取扱量となることが見込まれております。

3ページをご覧ください。広島港港湾計画についてご説明いたします。

広島港においては、「物流・産業」、「人流・賑わい」、「安全・安心」の三つの視点から、「瀬戸内海を牽引するグローバルゲート 広島港」を目指すこととし、その実現に向け、平成31年3月に港湾計画を定めているところでございます。

次のページの資料から、港湾施設の整備を中心にご説明いたします。

4ページをご覧ください。出島地区の国際海上コンテナターミナル整備事業と臨海土地造成事業になります。

国際海上コンテナターミナル整備事業は、水深12mの岸壁と荷役機械の整備を行っているところでありまして、完成イメージは右下の赤枠に示しているところでございます。これにより、荷役効率が向上するとともに、船舶の大型化にも対応していくことができるものとなっております。

臨海土地造成事業につきましては、一部の物流用地において、令和4年12月に埋め立てを竣工しているところです。引き続き、整備中の区域におきましても、早期完成に向け、土砂の受け入れ及び地盤改良を推進しているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。宇品地区の埠頭再編改良事業になります。

自動車専用船の大型化及び大規模地震に対応した岸壁や埠頭用地を整備し、産業の国際競争力の強化、安全・安心への対応を図るものとしております。

6ページをご覧ください。五日市地区の臨港道路廿日市草津線4車線化事業です。

現在は、廿日市草津線の2期区間において、延長1.3kmのうち、はつかいち大橋の橋梁上部工の工事を行っているところでございます。写真の赤く示したところがその該当箇所となっております。

7ページをご覧ください。五日市地区の臨海土地造成事業になります。

企業立地を促進するために土地造成を行っておりますが、令和5年度は造成を実施し、令和6年度は小規模区画南側の造成インフラ整備を実施する予定としております。

8ページをご覧ください。宇品地区のクルーズターミナル整備事業になります。

こちらは、国際交流人口を拡大し、地域の活性化、クルーズ船受け入れ環境の充実を図るために整備を実施いたしました。

令和6年3月30日から供用開始しているところでございます。

9ページをご覧ください。続いて、広島港長期構想の実現に向けた取組についてです。

こちらは、平成31年3月に改訂した港湾計画に先立ち策定している広島港長期構想において、社会情勢等の変化に対応するため、毎年度港湾計画の進捗状況を確認するものです。

令和5年度につきましては、令和6年3月19日にワーキンググループを開催いたしました。

港湾計画の変更に至る意見はなかったことを、ここにご報告いたします。

10ページをご覧ください。続きまして、本日ご審議いただく資料5の広島港港湾計画書（案）の内容についてご説明いたします。

まず初めに、港湾計画の定義などについて、簡単にご説明させていただきます。

11ページをご覧ください。港湾計画については、港湾法の規定により、港湾管理者が港湾計画を策定や変更しようとするときは、地方港湾審議会に意見を聞くこととなっております。

また、港湾計画で定める事項につきましては、港湾法施行令にて規定されており、港湾開発などの方針、取扱貨物量などの能力、港湾施設の規模及び配置、環境の整備及び保全、港湾の効率的な運営に関する事項などに関する事項について定めることとなっております。

12ページをご覧ください。

港湾計画の変更については、変更の内容により、計画を全面的に見直す「改訂」と、部分的に見直す「一部変更」、変更の規模が小さい「軽易な変更」の3種類があります。

本日ご審議していただく案件は、港湾法施行規則の規定により、変更の規模が小さい「軽易な変更」に該当いたします。

軽易な変更の場合は、本審議会の答申を受けたのち、国土交通大臣へ港湾計画を送付したのち公示することとなります。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

13 ページをご覧ください。今回の案は、海田地区において、公共埠頭計画と土地利用計画と効率的な運営を特に促進する区域の三つの事項について変更するものでございます。

14 ページをご覧ください。

まずは、今回の変更の背景になりますが、平成 31 年 3 月に改訂した港湾計画において、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支援する国際物流拠点の形成を目指すこととしております。特に海田地区におきましては、国際フィーダー機能の強化を図ることとしております。

しかしながら、海田地区の現状といたしまして、コンテナの荷さばき地や上屋が不足しており、通常であれば海上輸送により阪神港などを經由して輸送する北米・欧州向け貨物を、阪神港まで陸上輸送を行っているケースが生じているところです。

このことから、今回港湾計画において、海田コンテナターミナルに隣接する民間企業用地である工業用地を埠頭用地に変更いたしまして、公共埠頭用地を拡張し、国際フィーダー機能の強化を図るという取組になります。

15 ページをご覧ください。今回の三つの変更点のうち、一つ目の公共埠頭計画の変更についてでございます。

公共埠頭計画は、施設の計画となっております、赤枠が内貿コンテナ埠頭計画の範囲を示しております。

左の既定計画において、埠頭用地 4.9 h a のところ、右の図の赤ハッチの埠頭用地 8.5 h a を加えまして、今回計画案の 13.4 h a へ変更するものでございます。

16 ページをご覧ください。二つ目の土地利用計画の変更についてです。

土地利用計画は、港湾管理者の土地利用に関する指針となっております。

今回の変更は、工業用地 8.5 h a を埠頭用地に変更するものであるため、埠頭用地としては、既定計画の 18.7 h a に 8.5 h a を加えまして、右の今回計画案の 27.2 h a へ変更するものです。一方、工業用地としましては、既定計画の 60.7 h a から 8.5 h a を減じまして、今回計画案の 52.2 h a へ変更するものでございます。

17 ページをご覧ください。

三つ目の効率的な運営を特に促進する区域の変更についてでございます。

効率的な運営を特に促進する区域は、港湾運営会社による運営の事業を実施する区域を定めるものとなっております、青杵が効率的な運営を特に促進する区域を示しております。

こちらについても、他の2点の変更と同じように、埠頭用地 8.5 h a を拡張するものであり、既定計画の埠頭用地 7.2 h a に 8.5 h a を追加し、今回計画案の埠頭用地 15.7 h a に変更するものとなっております。

18 ページをご覧ください。お配りしております、資料5の港湾計画書（案）にご説明いたしました変更内容を、計画書の記載方法に従って記述しております。

以上で御説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 計画案につきまして、事務局からご説明がありました内容に、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員 資料のデータについてお聞きしたいことがあります。

1 ページの「広島港を巡る諸情勢等」のところで、中国航路、韓国航路、台湾・香港航路が、中国・韓国に関しましては週8便ということですが、これは、広島港から出る荷物の最終目的地は、中国・韓国なのか、それともその先のほうが多いのか、教えていただければと思います。

事 務 局 ご質問に対しては、中国・韓国が最終仕向け地のところもありますし、その先、例えば、東南アジアに行く貨物もあります。

どちらが多いかというのは、今すぐには把握しておりませんが、そこが最終仕向け地のものと、先ほども言いました東南アジアと、両方存在しております。

会 長 他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

軽易な変更ということで、特にご質問ないようでございます。答申案の取りまとめとして、諮問された広島港港湾計画の変更につきましては、原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がないようでございますので、「原案を適当と認める」との答申をすることといたします。

答申案につきましては、事務局において作成させ、私が確認した上で知事に答申することといたしたいと思っております。

以上をもちまして、本日の審議を終了することといたします。

事務局に進行をお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

ご審議いただきました港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付するとともに、県報に公告する予定でございます。

これをもちまして、広島県広島港地方港湾審議会を終了させていただきます。

閉会 11:00

7 会議の資料一覧

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 配席図
- (4) 諮問書の写し
- (5) 広島港港湾計画書(案)
- (6) 参考法令
- (7) 広島港地方港湾審議会資料